

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件
 - 道路の供用を開始する件二件

告 示

福島県告示第十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 エイトタウン本宮 東棟 福島県本宮市荒井字久保田百三十二番地八
- 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	岩瀬郡鏡石町蒲之沢町五八番三地 先から 須賀川市稲字御所館一一四番地先 まで	平成二十八年一月二日

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市岩間町岩下六三番一地从先 から 同 市岩間町川田九一番一地从先 まで	平成二十八年一月二日

（道路計画課）